

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行
利付国庫債券（五年）（第二十七回） 財務大臣 塩川 正十郎	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	千七百九十九億千二百八十五万円	千七百九十九億千二百八十五万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年六月二十五日
条件等を次のとおり告示する。 平成十五年七月九日	財務大臣 塩川 正十郎	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	千七百九十九億千二百八十五万円	千七百九十九億千二百八十五万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年六月二十五日

財務省告示第五百十一号

省令第三十号（第七号）第三項の規定に基づき、平成十五年六月二十五日に発行した利付国債の発行

平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

利付国庫債券（五年）（第二十七回）

財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け

千七百九十九億千二百八十五万円

千七百九十九億千二百八十五万円

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

平成十五年六月二十五日

額面金額百円につき百円二十三

十一  
十二

利率  
の経過  
払込み

年〇・二パーセント  
年資金運用基金理事長は、払  
込金額に加えて、次の算式によ  
算出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 5}{100 \times 365}$$

十三

初期  
利子

平成十五年十二月二十日を  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期  
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五  
十六  
十七

償還  
償還  
元利支

平成二十年六月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

十八

払込  
期日

平成十五年六月二十五日